

「東京都のセーフティネット住宅に関する要望書」への都からの回答について

令和4年5月24日付けで、新宿区居住支援協議会より東京都住宅政策本部住宅企画部長宛てに「東京都のセーフティネット住宅に関する要望書」を提出した件につきましては構成団体の皆さまへ既に報告したところですが、これに対し東京都住宅政策本部住宅企画部安心居住推進課より電話での回答がありましたのでご報告いたします。

新宿区居住支援協議会としての要望は、低廉な家賃の住宅がセーフティネット住宅として登録できるよう、賃貸人への支援策の拡充等について検討いただきたいとの内容でした。これに対し、東京都からの回答は、現在、都としては専用住宅への区市町村を通じた支援策の充実を図っており、既存の改修費補助、家賃低廉化補助等に加え今年度より住宅設備改善補助も開始するため区でも補助事業の予算化を検討いただきたいとの回答でした。

なお、登録住宅への登録に当たって、都では規模(面積)について国の登録基準を緩和する等の取組や登録住宅への支援策を既に行っており、さらなる基準の緩和、支援策の拡充については現状検討の動きはない様子でした。

専用住宅への区補助の予算化については、現状区内に専用住宅の登録が1戸(入居中)しかない状況が続いていることから、今後の登録戸数の推移や補助への要望、他区の動向等を注視しつつ必要性を判断していきたいと考えています。

※住宅セーフティネット制度のパンフレットは東京都のホームページ(下記 URL)にてご覧いただくことが可能です。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/pdf/pamphlet_lender.pdf?2022=